



トーカイ通信

2015年
9月号

こんにちはトーカイです



こんにちは、トーカイです。
日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り
誠にありがとうございます。

暦上では秋になっておりますが、まだまだ暑い日が
続いております。体調管理に十分気を付けていただき、
日々の業務に励んでいただければと思います。



旬の食材を食べて免疫力を高めよう!

この時期は、夏の暑さが和らぎ過ごしやすくなりますが、朝晩が冷え込み空気も乾燥しやすいので、呼吸器系に負担がかかり、気管支喘息や風邪、インフルエンザにかかりやすくなります。

皮膚や粘膜を強化するビタミンAやカロテンを多く含む食材を摂る他、胃腸の働きを高め体を温める根菜類など、滋養豊かな食材で免疫力を高めましょう。

旬の食材は栄養満点

昔から「初ものを食べば七十五日生きのびる」、「初ものは縁起がいい」などといわれてきました。まだ栄養学などない時代に伝え継がれた「初もの」への感謝、そこには無病息災を願う先人の知恵が詰まっています。季節ごとの旬の食材を上手に食べ、体のバランスを整え、健康を保ちましょう。

例えば、身体の細胞を作るための良質のたんぱく質を多く摂取したいという要求に応えるかのように、この時期、旬を迎えるのが、秋刀魚・鯉・鮭です。

そして、身体細胞を活性化して免疫力を向上させる、β-グルカンという成分が豊富に含まれる、しいたけ・舞茸・しめじといった、きのこ類も旬を迎えます。

免疫力の向上にとってもう一つ大きな要素は、腸の状態です。腸内環境を整える食物繊維を豊富に含んだ、さつまいもや里芋の旬は9月から始まります。



免疫力とは？

免疫力とは細菌やウイルスといった異物から身を守る力のことです。体内に病原体が入り込み病気にかかっても、その病原体を排除し、治療していくことができる免疫力という生体機能が人間には備わっています。

たとえば、転んですりむいても数日もしないうちにすりむいた部分が完治したり、風邪などの病気にかからないように外敵の侵入を防いだりしてくれる力です。



野菜

いんげん	(6～9月)
おくら	(6～9月)
なす	(7～9月)
かぼちゃ	(7～12月)
さつまいも	(8～12月)
さつまいも	(9～12月)
ちんげんさい	(9～12月)
じゃがいも	(10～11月、5～6月)
にんじん	(10～11月) など

果物

ぶどう	(7～9月)
かぼす	(8～10月)
くり	(9～10月)
あけび	(9～10月)
すだち	(8～10月)
なし【梨】	(8～10月)
かき【柿】	(10～11月)
ゆず	(10～12月)
りんご	(10～12月) など

きのこ

しいたけ	(9～11月、3～5月)
まつたけ	(9～10月) など

魚

いわし	(6～10月)
かつお	(9～10月、5～6月)
さけ	(9～11月)
さんま	(9～10月)
さば	(10～12月) など

9月10月に
旬を迎える
主な食材

昔と違って、今は一年中、様々な食材が手に入れることができます。とはいえ、旬の食材には、その時期ならではのよさがあります。まずは味覚。やはり旬になると季節外れだったときと比べて、より美味しく感じます。味がよくなるのは、食材が成熟する時期を旬としているからです。成熟した食材は、栄養も豊富で、季節外れの時期と比べて、2倍以上の栄養価を持つ食材もあると言われています。

八潮編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!
トーカイのご当地グルメ

草加せんべい 有限会社豊田屋『特撰堅焼』

〒340-0016 埼玉県草加市中央1丁目6-21 TEL:048-922-2611

草加市は良質な米と天然の良水に恵まれ、「草加」といえば「せんべい」といわれるほど全国的に有名になりました。その中でも全国菓子大博覧会、埼玉県米菓品評会において各賞を受賞しており、多くの根強いファンを持つおせんべい屋さんといえば「豊田屋」。

創業は昭和7年、現在で3代目。代々受け継がれた味はいつしか庶民に親しまれ、時代が変わってもそのおいしさは変わりません。



八潮営業所のおすすめ

前列:(左から)和田、井上、古野、千田、武井
後列:(左から)上野、佐々木、木村



八潮市はつくばエクスプレス開業以来、駅周辺をはじめとした開発が進み、着実に発展しています。八潮営業所も一緒に大きく発展していければと思っています。おいしいおせんべい、是非食べてみてください。

「草加せんべい」の歴史

草加せんべいの歴史は古く江戸時代にさかのぼります。日光街道沿いに茶屋を出し、だんごを商っていた「おせん」という女性がいました。その茶店のだんごは大層おいしく人々に親しまれていました。ある日通りかかると「だんごを乾かし、延ばして焼き餅にしようか」といわれ作ってみたところ大変な人気になり、それが草加の名物になったと言われております。

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。 ※詳しくは裏面をご覧ください。



特定事業所集中減算の適用割合80%スタート

9月分からのケアプランが来年4月からの減算対象になります

『特定事業所集中減算』は、これまで訪問介護・通所介護・福祉用具貸与の3サービスのみが対象となっていました。平成27年度の介護報酬改定にて、「対象サービスの限定を外す」「適用割合を90%から80%に引き下げる」ことが決まりました。この9月分からのケアプランが、改定後初の適用期間となりますので、改めて特定事業所集中減算についてポイントをまとめました。

正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化(特定事業所集中減算の改定)

平成27年9月～	適用割合 80%を超える場合	特定事業所集中減算 △200 単位(変更なし)	対象サービス 対象サービスの限定を外す
----------	-------------------	----------------------------	------------------------

事業者ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

$$\text{当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数} \div \text{当該サービスを位置付けた計画数}$$

正当な理由

平成27年3月27日通達 介護保険最新情報Vol.435 P108～P111より

算定手続きで判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事※に提出すること。なお、都道府県知事※が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかを都道府県知事※において適正に判断されたい。

※都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)

1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業者が少数である場合

- (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合
紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- (例) 訪問看護事業所として4事業所、通所リハビリテーション事業所として4事業所が所在する地域の場合
紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

- (例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

- (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

「地域ケア会議等」の「等」には具体的に何を含むか。(平成27年4月30日 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)P16問30より)

→名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

6 その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合

今般の改定により特定事業所集中減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。(平成27年4月30日 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)P18問35より)

→ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、従前のおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2015年9月30日(水)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「草加せんべい詰め合わせ3種各8枚入り」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしています!!(ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「内容」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

ご応募の受付は終了しました